

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2025年6月27日

【発行者の名称】

株式会社GROWTH POWER
(GROWTH POWER CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 西島 直宏

【本店の所在の場所】

東京都江戸川区西葛西五丁目6番2号

【電話番号】

03-6808-0120

【事務連絡者氏名】

取締役管理部長 小高 忠裕

【担当J-Adviserの名称】

宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】

03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社GROWTH POWER
<https://www.growthpower.co.jp>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第7期	第8期	第9期
決算年月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (千円)	919,360	976,016	1,198,376
経常利益 (千円)	7,401	7,288	2,678
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	14,414	△42,620	1,028
資本金 (千円)	75,000	147,500	97,500
発行済株式総数 (株)	2,000	4,900	490,000
純資産額 (千円)	34,711	137,091	138,119
総資産額 (千円)	410,485	406,371	367,042
1株当たり純資産額 (円)	173.56	279.78	281.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額又は当期 純損失金額(△) (円)	72.07	△210.59	2.10
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	8.46	33.74	37.63
自己資本利益率 (%)	52.41	△49.62	0.75
株価収益率 (倍)	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△114,422	13,137	42,967
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△4,296	477	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	119,176	△25,814	△23,250
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	66,478	54,278	73,995
従業員数 (名)			
(ほか、平均臨時雇用人員)	10(3)	11(4)	15(4)

- (注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員数は平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
5. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 2024年8月27日開催の臨時株主総会決議に基づき、2024年9月13日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いました。第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)を算定しております。
8. 第8期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第9期の財務諸表については、同「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、ゼロス有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第7期の財務諸表については、当該監査は受けておりません。

2【沿革】

当社は、中古建設機械マーケットプレイス関連事業を行う目的で、株式会社レントラックスの100%子会社として設立されました。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
2017年3月	東京都江戸川区に株式会社GROWTH POWERを設立
2017年5月	中古建設機械等のマーケットプレイス「GROWTH POWER」をオープン
2018年6月	中古建機・重機の査定サイト「建機・重機一括セカイ査定」をオープン
2020年1月	中古フォークリフト査定サイト「フォークリフト高価買取.com」をリリース
2020年8月	北海道帯広市に自社ヤード開設
2020年10月	中古建機・重機の査定サイト「建機・重機一括セカイ査定」をリニューアル
2022年11月	東京都江戸川区内で現住所に本店を移転
2025年4月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場

3【事業の内容】

当社は、親会社である株式会社レントラックスを中心とするレントラックスグループのセグメントの1つである「中古建設機械マーケットプレイス関連事業」を担う企業で、油圧ショベル、ホイールローダー、ブルドーザー、クレーン等の建設機械やフォークリフトをはじめとする中古機械・アタッチメント・輸送機等の流通事業を行っております。

中古建機・重機の査定サイト「建機・重機一括セカイ査定」、中古フォークリフト査定サイト「フォークリフト高価買取.com」、出品者と購入希望者をつなぐ中古建設機械等のマーケットプレイスサイト「GROWTH POWER」を運営し、国内外のユーザー、中古建機売買事業者、輸出業者などに仲介販売や当社が在庫として入れた中古建設機械等の直接販売を行っております。

なお、当社の事業セグメントは中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 国内販売

営業担当者による直接営業や一括査定サイト等で中古建設機械等の売却希望者を募り、当社が厳選した複数のバイヤーが売却希望機械の査定を行います。セラー（売り手）は、当社との間のやり取りだけで売却を進めることができます。最も高い価格を提示したバイヤー（買い手）に仲介する流れになることから、仲介販売として当社の売上は、販売価格に応じて設定している仲介手数料相当分になります。

すぐにバイヤーの応札がない場合でも、流通価格等を勧案し、当社の判断で在庫として購入することがあります。この場合、当社にて時間をかけてバイヤーを探し、最適なタイミングで販売する流れになることから、直接販売として機械販売代金の総額が売上となります。

また、当社が運営するマーケットプレイス「GROWTH POWER」においては、中古建設機械流通事業者等が、出品者として自己の保有する機械をマーケットプレイスに出品します。最終ユーザー、中古建機売買事業者、輸出業者など多岐にわたる落札者は、サイト上でユーザー登録を行い、出品されている機械の中から希望の商品についての問い合わせを行います。問い合わせ後は、当社がセラーとバイヤーの間に入って調整（価格、引渡し時期、在庫確認、状態確認）を行い、見積もりに対する了解を得られた場合は引渡しの作業に移ります。このケースにおいても、仲介販売として当社の売上は、販売価格に応じて設定している仲介手数料相当分になります。

(2) 輸出版売

海外では、一般的に品質が高く、メンテナンスもしっかりされている日本の中古建設機械等は、高いニーズがあります。輸出版売においては、多言語（英語、中国語、アラビア語、ベンガル語、ベトナム語、インドネシア語等）に対応できることはもちろんのこと、建機等の特性（機種、年式、排ガス対策等）に応じた応札者の選定、輸出手続きのノウハウが必要になります。当社では、査定や販売手続きの経験豊富な外国籍スタッフにより、幅広いニーズに対応しております。

機械の売却依頼があった際、当社がその特性等により国内よりも海外への販売が最適であると判断する機械については、厳選した海外のバイヤーに価格の提示をお願いし、成約があれば輸出版売の手続きを進めます。

また、マーケットプレイス「GROWTH POWER」においては、英語、中国語にも対応していることから、掲載された機械に対し、海外のバイヤーから直接問い合わせが入り、当社の調整により海外への売買が成立

することもございます。

輸出版売の場合は、通関手続きの関係で一旦当社の在庫として扱う必要があるため、全ての取引において機械販売代金の総額が売上となります。

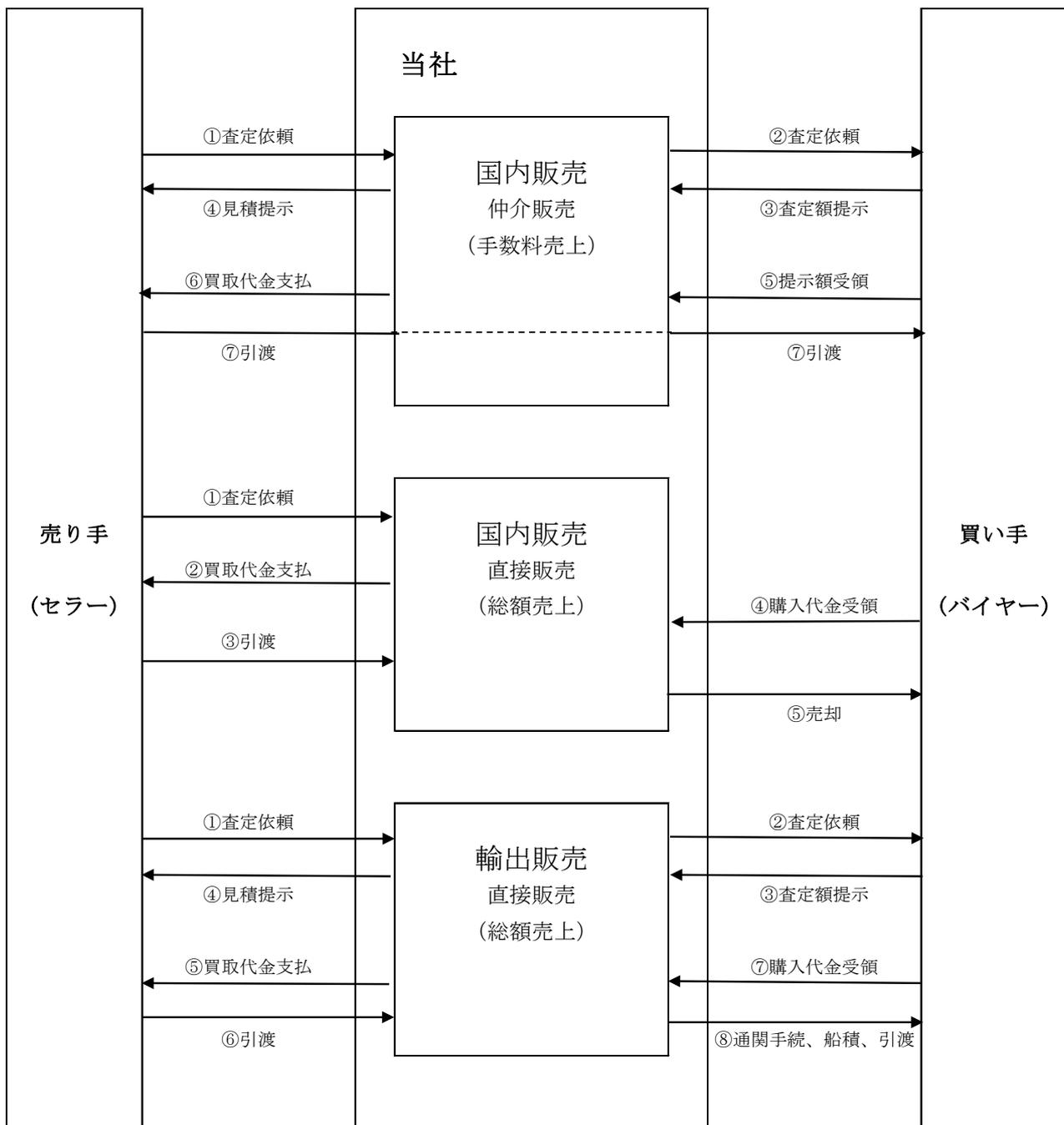
・査定の依頼から売却までのフロー



上述のとおり、業務フローは仲介販売、及び当社が一旦在庫として仕入れた機械の直接販売に分けられますが、売上高は、仲介では仲介手数料相当分のみ、直接販売では取扱額全額となるため、両者の構成比の変動が売上高に大きく影響することになります。

このため当社は、取扱額及び売上総利益金額を重要な KPI としての経営管理を行っています。

(事業系統図)



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
(親会社) ㈱チーム金子	東京都港区	1,000	有価証券の保有、管理、 売買、投資及び運用	被所有 間接100.0	—
㈱レントラックス (注)	東京都江戸川区	440,096	成果報酬型 広告サービス事業	被所有 直接100.0	—

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年3月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
15 (4)	35.5	2.4	4,366

(注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。なお、臨時従業員は () 内に年間の平均人数を外数で記載しております。

2. 平均給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は、中古建設機械流通事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度（自2024年4月1日至2025年3月31日）における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直し、インバウンド需要の回復等が見られ、回復傾向で推移いたしました。一方で、ウクライナや中東における紛争が続き、鉱物や食料価格が高止まりするなど不透明感を払拭するまでには至っておりません。

当社の中古機械の主力のユーザーである建設事業者においては、国内の建設需要は安定的に推移しているものの、建材価格や人件費の高騰等の影響から、建設機械の需給は先行き不透明な状況にあります。

海外においては、高品質の日本の中古建機のニーズは高いものの、中国の景気悪化、一部の国の外貨不足などにより、足踏み状態にあります。

当社では、日本全国において中古建設機械等の幅広い売り希望を発掘し、国内外向けの様々なバイヤーへの販売の強化を行ってまいりました。

これらの結果、売上高は1,198,376千円（前期比22.8%増）、営業利益は5,512千円（前期比46.0%減）、経常利益は2,678千円（前期比63.3%減）、当期純利益は1,028千円（前期は42,620千円の当期純損失）となりました。

当社の事業セグメントは中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」といいます。）の残高は73,995千円（前期末比19,717千円増）となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により獲得した資金は42,967千円（前事業年度は13,137千円の獲得）となりました。これは主に税引前当期純利益2,978千円及び棚卸資産の減少78,420千円を計上する一方で、未収入金の増加23,425千円及び未払金の減少6,152千円の計上があったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローはありませんでした（前事業年度は477千円の獲得）。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は23,250千円（前事業年度は25,814千円の支出）となりました。これは長期借入により60,000千円の収入があったものの、長期借入金の返済により83,250千円の支出があったことによるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので該当事項はありません。

(3) 販売実績（会計上の売上高）

販売形態	売上高(千円)	前期比(%)
国内販売	280,085	67.1
輸出販売	918,291	164.4
合計(千円)	1,198,376	122.8

(注) 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合については、当該割合が10%以上の主要な相手先がないため、記載を省略しております。

(4) 取扱実績（流通総額）

販売形態	取扱高(千円)	前期比(%)
国内販売	1,000,288	92.9
輸出販売	918,291	164.4
合計(千円)	1,918,580	117.4

3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものです。

(1) 人材の確保及び育成

当社の取扱う中古機械は、稼働時間、年式、メーカー、機種の種類、コンディションなど多くの評価項目があり、1台ごとに状況が異なるため、査定には高度なノウハウが必要になります。また、仕向地が国内だけでなく世界各国に広がっていることから、言語や輸出業務に対する知見も必要になります。このような事業特性から、人材を安定的に確保して行くことが成長には不可欠であり、外国籍の者を含め積極的な人材採用を行う方針であります。

労働意欲及び定着率の向上に資するべく働き方改革の一環として、残業時間の抑制など労働環境の改善、有給休暇取得の奨励などを進めてまいります。

(2) 内部管理体制の強化

当社は、継続的な成長による企業価値の向上を目標に掲げています。そのためには業務運営体制やリスク管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。全社的にコーポレート・ガバナンスに対する理解・周知を進め、体制強化を進めてまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

①財務体質の強化

直接販売事業では、在庫量が売上を左右することになります。現在の財務状況では、金融機関からの借入による資金調達に限界があります。利益の蓄積を進め在庫保有量を増やしていくことが、成長に必要であると認識しております。

②マーケットプレイス出品台数の拡大

出品数は成約数と相関関係にあります。一定の品質を確保すること、トラブルを避けることを目指して、出品者を限定してきました。品質を下げることなく、出品数を増やすために、新たな出品者の獲得を目指して営業体制を強化していきます。

4【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。当社はこれらのリスク顕在化の可能性を確認した上で顕在化の回避及び顕在化した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に対する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 人材の確保について

中古機械の流通事業においては、対象機械の機種や年式、損耗の状態、市場での引き合い状況などの多くの評価項目をベースとした査定能力に加え、輸出手続きや仕向け先の言語に通じているなど多くのノウハウを必要としています。現時点ではいずれにおいても専門性を持った従業員を確保していますが、今後の流通量の拡大、新たな輸出エリアの開拓を行う際や退職者の補充ができない場合には必要な人材の確保ができず当社の業績に影響を及ぼすリスクがあります。

(2) 国内建設市場の動向

中古機械の需要は建設投資の動向の影響を受けます。財政健全化のため公共投資が抑制された場合、景気減速などの要因で民間投資が減少した場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社はマーケットプレイスの利便性の向上で出品数の増加によるシェアアップを目指しており、海外需要の拡大にも取り組んでおります。

(3) 海外市場の動向

取扱高の半分程度を海外市場に依存しています。海外市場は経済動向に加え、為替の動向、政治情勢など多くの要因に左右されるため、予期せぬ事態が生じた場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は仕向け地域の拡大、既存取引先との関係強化に取り組んでおります。

(4) 競合について

中古機械の流通事業者においては、オークション会社、ディーラー、ブローカーなど業態は異なるものの多くのプレーヤーが参入しています。当社同様、マーケットプレイスやオークションサイトなどEコマースを活用事業者も増加傾向にあります。当社ではサイトの利便性の向上、SEOによる検索サイトでの上位表示、リスティング広告などで集客力の強化に努めていますが、これらの施策が成果を上げられない場合や競合他社がより魅力的、画期的なサービスを導入した場合は、ユーザーが離反することとなり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) マーケットプレイスにおける顧客間のトラブルについて

当社のマーケットプレイスは、セラーとバイヤーに取引の場を提供するものです。マーケットプレイスの運営を健全に保つため、セラー及びバイヤーともに取引開始前に利用規約に同意した上で、ユーザー登録をしていただきます。

しかしながら、取引において詐欺的な行為や法令違反行為が行われることを取り締まることができない場合は、サービスの信頼性が低下し、ユーザーが離反する可能性があります。このような事態に陥った場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

上記利用規約において両者の間にトラブルが生じた場合、当社は責任を負わず、当事者間で解決すべきことを定めておりますが、当社のサービスは単にセラーとバイヤーをつなぐ場の提供にとどまらず、当社が責任をもって売買の成立に至るまで両者の調整を行い、信頼性の確保に努めております。

(6) 取引先の信用リスク

中古建設機械の仕入れの際には購入代金を前払いする場合があります。相手先の確認、信用調査を行いますが、万一、引取り前に所有者が他者に売却するなど機械を回収できない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、取引先の信用調査の実施や日々の情報収集等により与信管理を徹底することで、信用リスクの低減に努めております。

(7) 自然災害・感染症等におけるリスク

当社の事業活動拠点においては地震や台風、河川の氾濫、近隣地域の大規模火災等の自然災害が発生した場合、物的及び人的に甚大な被害を受けると共に事業活動に著しい支障をきたす可能性があります。ま

た、新型コロナウイルスのような新たな感染症による影響も懸念されます。

当社では、システムの二重化などの対策を行い、自然災害の影響軽減を目指していますが、影響を回避することはできないこと、感染症対策については1企業としては限界があることから、自然災害や新型の感染症等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報セキュリティにおけるリスク

事業活動を通して、取引先の情報や営業情報等を直接的又は間接的に取り扱う場合があります。また、従業員や取引先の個人情報を取得しております。当社はこれら機密情報に対し、情報セキュリティ管理規程を整備し、ネット・データベースへのアクセス管理やセキュリティシステムの導入等の対策を講じるとともに従業員への周知徹底を行っております。

しかしながら、このような対策にも関わらず情報漏洩が生じた場合又は外部からの不正アクセス等の対象になった場合には、信用が低下し、当社の財政状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) システムについて

当社のマーケットプレイスの利用に際しては、ユーザーのインターネットへのアクセス環境が不可欠であり、当社の提供するシステムの機能や安定性も必要になります。システムトラブル発生可能性の低減のため、システムの継続的な強化、セキュリティ対策の最新化に努めており、トラブルが生じた際の復旧体制を整備しております。

しかしながら、ソフトウェアの不具合、コンピューターウイルスや外部からの不正侵入、電力供給の停止、自然災害など予期せぬ事象が発生した場合は、当社の経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(10) 内部管理体制の強化について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっています。今後の事業拡大に応じて、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守体制の強化など内部管理体制を一層強化していく必要があります。特に、管理部門の人員の増強やそれぞれのスキルアップに取組んでいく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が確保できない場合には、事業拡大の制約となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 親会社との関係について

当社は、親会社である株式会社レントラックスの新規事業着手のために設立されました。当社運営資金としての出資を受けております。

親会社の事業はインターネット広告を主力としており、当社の事業とは直接の関係はありません。当社の役員及び従業員には親会社出身者がおりますが、全員転籍しており、人的関係は解消しており、事前承認事項も定められていないため、経営の独立性は確保されていると認識しております。

加えて、株式会社レントラックスのさらに親会社である株式会社チーム金子は株式会社レントラックスの取締役会長金子英司の資産管理会社であり、当社との取引関係がないため、当社の経営の独立性は確保されていると認識しております。

また、親会社グループを含めた関連当事者取引は、一般株主との間に利益相反となるリスクが存在しますが、関連当事者取引は原則行わないこととしており、実施の場合は取引の合理性、条件の妥当性がある場合に限り取締役会での決議を経ることを条件としており、一般株主の利益に十分配慮した対応を行っております。

(12) 親会社の株式保有方針の変化について

当社の親会社との間で直接的な事業上のシナジーはなく、出資関係のみとなっています。当面は、株式保有を継続する方針であることを確認していますが、何らかの要因で親会社の当社株式保有の方針が変更された場合、当社の支配関係が変化し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 担当 J-Adviser との契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser 契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社との J-Adviser 契約

において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser 契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが事実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c まで掲げる場合には当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること

（b）当社が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること

b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと

（b）前 a の（a）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の（a）又は（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Market の上場株券等

（b）特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、

i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はi からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為) で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主(当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと同社が判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることと確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定

e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定

f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

- ⑯ 全部取得
当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合
- ⑰ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合
- ⑱ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合
- ⑲ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき
- ⑳ その他
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

資産合計は367,042千円（前期末比39,329千円減）となりました。

流動資産につきましては、354,425千円（前期末比37,847千円減）となりました。これは主に現金及び預金の増加19,717千円、未収入金の増加23,280千円及び商品の減少78,420千円等によるものであります。

固定資産につきましては、12,617千円（前期末比1,481千円減）となりました。これは主に繰延税金資産の減少1,173千円によるものであります。

(負債)

負債合計は、228,922千円（前期末比40,357千円減）となりました。これは主に預り金の減少12,345千円、長期借入金の減少17,398千円等によるものであります。

(純資産)

純資産は、138,119千円（前期末比1,028千円増）となりました。これは当期純利益の計上により、利益剰余金が1,028千円増加したことによります。

(3) 経営成績の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第3【事業の状況】 4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第3【事業の状況】 3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

当社は単一セグメントであり、セグメント別の記載は省略しております。

1【設備投資等の概要】

当事業年度における重要な設備投資、除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (名)
		建物附属 設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社	事務所	729	509	1,239	15 (4)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用人員数は平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 主な賃貸設備は以下のものがあります。

事業所名	設備の内容	賃貸料 (千円)
本社	事務所	6,609

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等
該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年3月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,960,000	1,470,000	490,000	490,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1,960,000	1,470,000	490,000	490,000	—	—

- (注) 1. 2024年9月13日付で1株を100株に分割いたしました。これにより株式数は485,100株増加し、発行済株式総数は490,000株となっております。
2. 2024年8月27日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。
3. 未発行株式数には、新株予約権10,000株分が含まれております。
4. 発行済株式のうち290,000株は、現物出資(デット・エクイティ・スワップ方式145,000千円)によるものであります。

(2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2025年3月31日)	公表日の前月末現在 (2025年5月31日)
新株予約権の数(個)	100	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	350	同左
新株予約権の行使期間	2023年3月30日から2027年3月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 350 資本組入額 175	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 新株予約権1個未満の行使は認めない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	—	同左

組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	—	同左
------------------------------	---	----

(注) 1. 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割 (又は株式併合) の比率}$$

2. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割 (又は株式併合) の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分をする場合 (新株予約権の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

- i 新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使できなくなった場合には、当社は取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- ii 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約又は会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合 (株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合) は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【M S C B 等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株 式総数残 高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年 3 月 28 日 (注)1.	2,900	4,900	72,500	147,500	72,500	97,500
2024年 9 月 13 日 (注)2.	485,100	490,000	—	147,500		97,500
2024年 11 月 30 日 (注)3.	—	490,000	△50,000	97,500	—	97,500

(注) 1. デット・エクイティ・スワップ方式による有償第三者割当増資

募集株式の払込金額	1株につき 50,000円
払込金額の総額	145,000,000円
出資の履行方法	現物出資 (デット・エクイティ・スワップ方式) による
増加する資本金及び資本準備金	資本金 72,500,000円 (1株当たり 25,000円) 資本準備金 72,500,000円 (1株当たり 25,000円)
割当先	株式会社レントラックス

2. 株式分割 (1 : 100) によるものであります。

3. 会社法第447条第 1 項の規定に基づき、将来の資本政策の機動性や柔軟性を確保することを目的として資本金を減少し、一旦その他資本剰余金へ振り替え、更に同額を繰越利益剰余金に振り替えて欠損填補に充当したものであります。(減資割合 33.9%)

(6) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	1	—	—	—	1	—
所有株式数（単元）	—	—	—	4,900	—	—	—	4,900	—
所有株式数の割合（%）	—	—	—	100	—	—	—	100	—

(注) 1. 2024年9月13日付で1株を100株に分割いたしました。

2. 2024年8月27日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(7) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社レントラックス	東京都江戸川区西葛西5丁目2番3号	490,000	100.0
計	—	490,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 490,000	4,900	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	490,000	—	—
総株主の議決権	—	4,900	—

- (注) 1. 2024年9月13日付で1株を100株に分割いたしました。
 2. 2024年8月27日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

決議年月日	2021年3月12日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役及び従業員 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(2) 【新株予約権等の状況】に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な課題と位置付けており、業績の状況、事業環境及び中長期を見据えた財務戦略を勘案し、配当を決定することとしています。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本としており、配当の決定機関は、株主総会であります。

中期経営計画及び財務状況を勘案し、内部留保は成長のための投資に向けることとし、当面の間、配当は実施しない方針であります。

なお、当社は取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は、事業年度末日において非上場でありますので、該当事項はありません。

なお、当社株式は2025年4月4日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しております。

5 【役員 の 状 況】

男性 6 名 女性 一 名 (役 員 の う ち 女 性 の 比 率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	西島直宏	1985年 5月29日	2001年4月 航空自衛隊入隊 2011年9月 (株)IT働楽研究所入社 2015年5月 (株)レントラックス入社 2017年3月 当社 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	(注)5	—
取締役	管理部長	小高忠裕	1973年 3月23日	1996年4月 (株)TKC入社 1999年11月 (有)大川不動産鑑定事務所入社 2007年1月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 2010年7月 公認会計士登録 2012年1月 アーツ税理士法人入所 2014年6月 (株)レントラックス入社 2018年6月 同社 取締役管理本部長就任 2020年10月 佐藤公認会計士事務所入所 2021年9月 当社 取締役管理部長就任(現任)	(注)3	(注)5	—
取締役		白石洋介	1954年 10月3日	1978年4月 小松フォークリフト(株)(現(株)小松製作所)入社 1993年4月 同社 北京事務所長就任 1999年4月 小松フォークリフトアジア(有) 代表取締役社長就任 2004年4月 小松フォークリフト上海有限公司 董事長就任 2010年10月 コマツイク(株) 取締役就任 2021年10月 当社 社外取締役就任(現任)	(注)3	(注)5	—
監査役(常勤)		塚原明良	1956年 12月14日	1975年4月 小松フォークリフト(株)(現(株)小松製作所)入社 2008年10月 コマツイク(株) 業務課長就任 2017年1月 コマツイク(株) 営業担当課長就任 2022年1月 当社 社外監査役就任(現任)	(注)4	(注)5	—
監査役		洲崎智広	1970年 8月3日	1994年4月 CSKハンチャーキャビタル(株)入社 2006年7月 (株)アイ・コーリング 取締役就任 2012年3月 (株)テクノプラットフォーム 監査役就任(現任) 2015年12月 (株)フォーシーズホールディングス 代表取締役就任 2020年10月 (株)マリモ 監査役就任(現任) 2021年5月 (株)ALBA LINK 社外取締役就任(現任) 2021年9月 手間いらず(株) 取締役(監査等委員)就任(現任) 2022年1月 当社 社外監査役就任(現任) 2022年4月 (株)アイ・コーリング 代表取締役就任(現任)	(注)4	(注)5	—

監査役	杉本佳英	1980年10月31日	2005年4月	須田清法律事務所入所	(注)4	(注)5	—	
			2009年12月	弁護士登録				
			2011年4月	リーガルパートナーズ法律事務所(現 あんしんパートナーズ法律事務所)設立 代表弁護士就任(現任)				
			2015年12月	(株)フロンジスタ 社外取締役就任(現任)				
			2017年11月	(株)Venus Style 社外監査役就任(現任)				
			2018年3月	(株)FTG Company 監査役就任(現任)				
			2018年9月	(株)NATTY SWANKY(現 (株)NATTY SWANKYホールディングス) 社外取締役就任(現任)				
			2020年6月	エイベックス(株) 社外取締役就任(現任)				
			2021年1月	Aiロボティクス(株) 社外監査役就任(現任)				
			2022年1月	当社 社外監査役就任(現任)				
			2022年4月	(株)シーラホールディングス(現 (株)シーラテクノロジー) 社外監査役就任(現任)				
2024年9月	LE. O. VE(株) 社外取締役就任(現任)							
計							—	—

- (注) 1. 白石洋介氏は社外取締役であります。
2. 塚原明良氏、洲崎智広氏及び杉本佳英氏は社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2024年8月27日開催の臨時株主総会の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2024年8月27日開催の臨時株主総会の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 2025年3月期に支給した役員報酬の総額は、24,750千円であります。

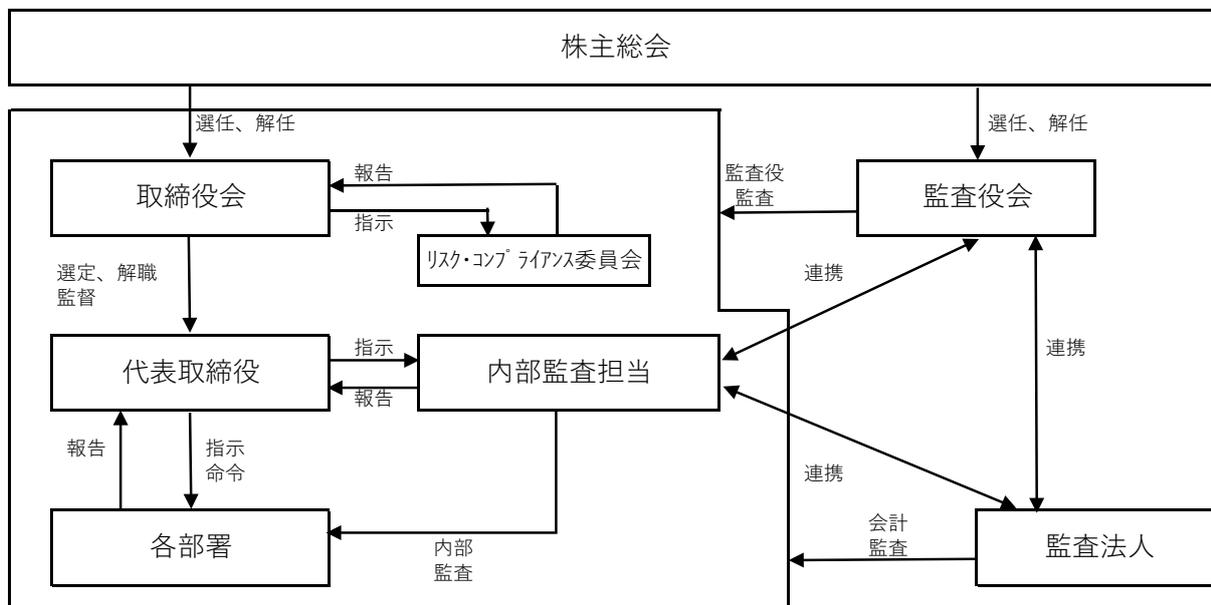
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上を目指しており、コーポレート・ガバナンスの強化は不可欠であると認識しております。そのため、コンプライアンスを重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制の強化に努めてまいります。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社における企業統治の体制として、株主総会、取締役会、監査役会及び監査法人を設置しております。

監査役会設置会社を選択することで、取締役会が適正かつ迅速な意思決定を行い、社外監査役のみで構成される監査役会が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制としております。当該体制とすることにより、経営の効率性と健全性を確保できるものと判断しております。

(a) 取締役会

取締役会は、3名の取締役(うち1名は社外取締役)で構成しており、原則毎月1回の定例開催に加え、必要に応じ適宜臨時開催することとしております。取締役会では、当社の重要な意思決定をはじめとする付議事項の審議及び重要な報告がなされ、監査役も出席し、取締役の意思決定及び業務執行の状況につき監査を実施しております。

(b) 監査役会

監査役会は、常勤監査役1名を含む3名の監査役(すべて社外監査役)で構成されています。監査役はその経験や知見に基づき独立の立場から監査業務を遂行し、原則毎月1回開催(必要に応じて臨時開催)される監査役会において監査の結果その他重要事項について議論するとともに相互の情報共有を行っております。

(c) 内部監査

当社における内部監査は、企業規模を勘案し、専任部署は設けず代表取締役社長が任命する内部監査担当者が実施する体制としております。自己監査とならないよう、担当者2名体制としております。監査に当たっては各部署の業務活動全般に関して、職務分掌、職務権限、社内諸規程やリスクマネジメント

ト、コンプライアンス等の観点から監査を行っております。監査の実施状況については、随時、代表取締役社長及び監査役に報告しています。内部監査で問題点が指摘された場合には、被監査部門に改善の勧告を行うとともに、改善状況の確認のための実査を実施しております。

また、内部監査、監査役及び会計監査人との間で監査計画を共有するなどの連携を行うことにより、各監査の効率化、品質の向上に努めております。

(d) 会計監査

当社はゼロス有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。2025年3月期において監査を執行した公認会計士は松本慎一郎氏、久保泰一郎氏、清水瞬氏の3名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行役員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

③ 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・従業員が法令遵守にとどまらず、高い倫理観を持って行動することが必要不可欠であるとの認識のもと、コンプライアンス規程を設け、啓蒙活動を行っております。

④ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する方針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないよう対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部に情報を集中することによりリスク情報の一元管理を行っております。リスクが生じた場合は、常勤の役員で対応を協議し、必要に応じて取締役会を開催します。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社では、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。社外取締役の白石氏は、建設機械業界において、経営者としての豊富な経験を有し、中古機マーケットにも精通していることから、当社の経営への助言やコーポレート・ガバナンス体制の強化に貢献していただけると判断し、選任しております。

社外監査役は、建設機械業界での営業や経営管理業務の豊富な経験を有する塚原氏、上場企業の経営者、社外監査役など経営全般に関する知見を有する洲崎氏及び弁護士であり、社外役員の経験を有する杉本氏の3名であり、それぞれの専門領域の知見をもとに監査の実効性を確保するために選任しております。

社外取締役及び社外監査役と当社の間には特別な利害関係は有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準又は方針についての特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的に経営監視機能が十分に発揮されるよう、これまでの経験や取引関係を考慮した上で、選任しております。

⑦ 役員の報酬等

(a) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額と対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	18,150	18,150	—	—	2
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—
社外役員	6,600	6,600	—	—	4
計	24,750	24,750	—	—	6

(b) 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(c) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、取締役の報酬等の額は、職責・職位及び経営への貢献度・経営内容を勘案し決定すること、そしてこれらの貢献度・経営内容の評価は代表取締役を行うことが適切と判断し、その上で客観性を担保するために代表取締役の作成した報酬案を取締役での審議を経て決定しております。なお、当事業年度における報酬は金銭による定額基本報酬のみであります。

監査役の報酬等の額は、株主総会により承認された限度額の範囲内で、監査役会にて決定しております。

取締役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額5,000万円以内と決議いただいております。

監査役の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。

⑧ 取締役の定数

当社の取締役は5名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の責任免除

当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整えることを目的としています。

⑪ 監査役の責任免除

当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる旨を定款で定めております。

⑫ 役員の実任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額であります。

⑬ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的に会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑭ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

⑮ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	7,900	—
計	7,900	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模、事業内容の特性等に基づいた監査日数を勘案し監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、ゼロス有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	54,278	73,995
売掛金	24,920	25,780
商品	255,791	177,370
前払費用	2,782	677
未収入金	51,400	74,681
その他	3,100	1,920
流動資産合計	392,272	354,425
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	1,027	1,027
減価償却累計額(建物)	△181	△297
建物附属設備(純額)	846	729
工具、器具及び備品	854	854
減価償却累計額	△187	△345
工具、器具及び備品(純額)	666	509
有形固定資産合計	1,513	1,239
投資その他の資産		
長期前払費用	1,808	1,774
長期末収入金	48,810	48,510
繰延税金資産	7,938	6,764
その他	2,838	2,838
貸倒引当金	△48,810	△48,510
投資その他の資産合計	12,585	11,378
固定資産合計	14,098	12,617
資産合計	406,371	367,042

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	57,984	52,132
未払金	59,007	52,854
未払費用	476	687
未払法人税等	3,635	145
前受金	19,140	23,210
預り金	15,446	3,101
賞与引当金	4,200	4,800
流動負債合計	159,890	136,930
固定負債		
長期借入金	109,390	91,992
固定負債合計	109,390	91,992
負債合計	269,280	228,922
純資産の部		
株主資本		
資本金	147,500	97,500
資本剰余金		
資本準備金	97,500	97,500
資本剰余金合計	97,500	97,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△107,908	△56,880
利益剰余金合計	△107,908	△56,880
株主資本合計	137,091	138,119
純資産合計	137,091	138,119
負債純資産合計	406,371	367,042

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	976,016	1,198,376
売上原価	※1 819,944	※1 1,029,504
売上総利益	156,071	168,871
販売費及び一般管理費	※2 145,865	※2 163,359
営業利益	10,206	5,512
営業外収益		
受取利息	0	20
為替差益	783	—
雑収入	447	19
営業外収益合計	1,231	40
営業外費用		
支払利息	3,254	1,909
為替差損	—	965
貸倒損失	895	—
営業外費用合計	4,149	2,875
経常利益	7,288	2,678
特別利益		
貸倒引当金戻入	—	300
特別利益合計	—	300
特別損失		
貸倒引当金繰入額	48,810	—
特別損失合計	48,810	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△41,521	2,978
法人税、住民税及び事業税	1,842	775
法人税等調整額	△744	1,173
法人税等合計	1,098	1,949
当期純利益又は当期純損失(△)	△42,620	1,028

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 経費 ※1	819,944	100	1,029,504	100
売上原価合計	819,944	100	1,029,504	100

前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)		当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)	
※1 経費の内容は、次のとおりであります。		※1 経費の内容は、次のとおりであります。	
期首商品棚卸高	229,333千円	期首商品棚卸高	255,791千円
当期商品仕入高	840,150千円	当期商品仕入高	949,631千円
小計	1,069,484千円	小計	1,205,422千円
期末商品棚卸高	255,791千円	期末商品棚卸高	177,370千円
商品評価損	6,250千円	商品評価損	1,452千円
商品売上原価	819,944千円	商品売上原価	1,029,504千円

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	75,000	25,000	25,000	△65,288	△65,288	34,711	34,711
当期変動額							
新株の発行	72,500	72,500	72,500			145,000	145,000
当期純損失（△）				△42,620	△42,620	△42,620	△42,620
当期変動額合計	72,500	72,500	72,500	△42,620	△42,620	102,379	102,379
当期末残高	147,500	97,500	97,500	△107,908	△107,908	137,091	137,091

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	147,500	97,500	97,500	△107,908	△107,908	137,091	137,091
当期変動額							
資本金の額の減少	△50,000	50,000	50,000			—	—
剰余金の処分		△50,000	△50,000	50,000	50,000	—	—
当期純利益				1,028	1,028	1,028	1,028
当期変動額合計	△50,000	—	—	51,028	51,028	1,028	1,028
当期末残高	97,500	97,500	97,500	△56,880	△56,880	138,119	138,119

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△41,521	2,978
減価償却費	274	274
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	48,810	△300
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	600
受取利息及び受取配当金	△0	△20
支払利息	3,254	1,909
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,392	△860
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△26,457	78,420
前払費用の増減額 (△は増加)	△142	2,105
未収入金の増減額 (△は増加)	3,620	△23,425
預け金の増減額 (△は増加)	22,460	1,179
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△181	33
長期未収入金の増減額 (△は増加)	△48,810	300
未払金の増減額 (△は減少)	54,839	△6,152
その他資産の増減額 (△は増加)	△0	△3
その他負債の増減額 (△は減少)	7,818	△9,857
小計	16,571	47,181
利息及び配当金の受取額	0	20
利息の支払額	△3,254	△1,909
法人税等の支払額	△180	△2,325
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,137	42,967
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△400	—
関係会社株式の売却による収入	706	—
敷金の返還による収入	170	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	477	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△25,000	—
長期借入れによる収入	50,000	60,000
長期借入金の返済による支出	△50,814	△83,250
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,814	△23,250
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,199	19,717
現金及び現金同等物の期首残高	66,478	54,278
現金及び現金同等物の期末残高	※ 54,278	※ 73,995

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り上げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備 3～15年

工具、器具及び備品 5～6年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

履行義務は、売却主から買取主へ商品（中古建設機械）を引き渡し、代金を回収する役務の提供による収益をいい、国内の顧客に引き渡す取引においては、商品の検収時点において収益を認識し、国外の顧客に引き渡す取引においては、輸出の取引条件による在庫の保有に伴うリスクが顧客に移転する時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度計上額	当事業年度計上額
貸倒引当金（固定）	48,810	48,510

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸借対照表に計上されている長期未収入金 48,510 千円は全額貸倒懸念債権であり、これに対して貸倒引当金を 48,510 千円計上しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

1. 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

2. 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(損益計算書関係)

- ※1 期末商品高は収益性の低下による簿価切下後の金額であり、次の商品評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
6,250千円	1,452千円

- ※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度36.2%、当事業年度41.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63.8%、当事業年度58.6%であります。
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
役員報酬	23,700千円	24,750千円
給与手当	43,846	53,818
賞与引当金繰入額	6,963	8,933
支払手数料	13,594	16,610
減価償却費	274	274

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	2,000	2,900	—	4,900

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加 2,900 株は、第三者割当増資 (デット・エクイティ・スワップ方式) によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	4,900	485,100	—	490,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式総数の増加 485,100 株は、2024 年 9 月 13 日付で 1 株につき 100 株の割合で株式分割が行われたためであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
2021年ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—

(注) 当社は非上場会社であり、付与時の単位当たりの本源的価値は 0 円であるため、当事業年度末残高はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
現金及び預金勘定	54,278千円	73,995千円
現金及び現金同等物	54,278	73,995

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業計画に照らして、必要な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、変動金利が適用されている借入金については、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金及び未収入金については、顧客ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

借入金の金利変動リスクについては、分割返済などによりその影響を緩和するとともに、管理部門が金利変動状況を管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、短期借入金、未払金、未払法人税等及び前受金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 長期未収入金	48,810		
貸倒引当金(※)	△48,810		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(2) 長期借入金(1年内返済予定額を含む)	167,374	164,464	△2,909
負債計	167,374	164,464	△2,909

※ 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 長期未収入金	48,510		
貸倒引当金 (※)	△48,510		
	—	—	—
資産計	—	—	—
(2) 長期借入金（1年内返済予定額を 含む）	144,124	140,729	△3,394
負債計	144,124	140,729	△3,394

※ 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	54,278	—	—	—
売掛金	24,920	—	—	—
未収入金	51,400	—	—	—
合計	130,598	—	—	—

※長期未収入金については、回収時期を合理的に見積ることが困難であるため上表には記載しておりません。

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	73,995	—	—	—
売掛金	25,780	—	—	—
未収入金	74,681	—	—	—
合計	174,457	—	—	—

※長期未収入金については、回収時期を合理的に見積ることが困難であるため上表には記載しておりません。

(注2) 長期借入金及びその他有利子負債の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	57,984	—	—	—	—	—
長期借入金	—	48,028	36,992	18,070	6,300	—
合計	57,984	48,028	36,992	18,070	6,300	—

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
1年内返済予定の長期借入金	52,132	—	—	—	—	—
長期借入金	—	42,096	28,936	17,920	3,040	—
合計	52,132	42,096	28,936	17,920	3,040	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年以内の返済予定額を含む）	—	164,464	—	164,464
負債計	—	164,464	—	164,464

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期未収入金	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金（1年以内の返済予定額を含む）	—	140,729	—	140,729
負債計	—	140,729	—	140,729

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期未収入金

回収可能性を勘案して回収不能見込額を算定しており、時価は債権金額から貸倒見積高を控除した金額と近似していることから当該価額によっており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内の返済予定額を含む）

国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(2025年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお2024年9月13日に1株を100株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 10,000株
付与日	2021年3月29日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	2023年3月30日～2027年3月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	10,000
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	10,000

② 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格(円)	350
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当該株式は未公開株式会社であるため、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当該株式の評価方法は、簿価純資産法、DCF法及び直近取引事例を参考にし、総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	—千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	—千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	1,452千円	1,660千円
商品評価損	1,606	975
繰越欠損金	20,393	21,931
未払事業税	696	—
貸倒引当金	16,883	17,187
繰延税金資産小計	41,032	41,754
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	△16,210	△17,371
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,883	△17,187
評価性引当額	△33,093	△34,558
繰延税金資産合計	7,938	7,195
繰延税金負債		
未収事業税	—	△431
繰延税金負債小計	—	△431
繰延税金資産純額	7,938	6,764

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2024年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	—	20,393	20,393
評価性引当額	—	—	—	—	—	16,210	16,210
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	—	4,182	4,182

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見積等により回収可能性があるかと判断しております。

当事業年度 (2025年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	9,115	12,816	21,931
評価性引当額	—	—	—	—	4,555	12,816	17,371
繰延税金資産(※2)	—	—	—	—	4,559	—	4,559

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 当該税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産については、将来の課税所得の見積等により回収可能性があるかと判断しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—	34.59%
(調整)		
過年度法人税等		16.20
住民税均等割		9.74
税率変更の影響		△26.99
評価性引当額の増減	—	52.75
その他	—	20.93
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	65.46

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

	中古建設機械流通事業 (千円)
一時点で移転される財又はサービス	976,016
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	976,016
その他の収益	—
外部顧客への売上高	976,016

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

	中古建設機械流通事業（千円）
一時点で移転される財又はサービス	1,198,376
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	—
顧客との契約から生じる収益	1,198,376
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,198,376

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 「(重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は中古建設機械流通事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	中東	その他	合計
417,495	515,166	10,000	33,354	976,016

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 2. アジアへの売上高に分類した額のうち、台湾への売上高は 172,601 千円、バングラデシュへの売上高は 165,305 千円であります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	アジア	その他	合計
280,085	898,516	19,774	1,198,376

- (注) 1. 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。
 2. アジアへの売上高に分類した額のうち、台湾への売上高は 367,077 千円、バングラデシュへの売上高は 218,308 千円であります。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が損益計算書の売上高の 10%に満たないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の関連当事者との取引

前事業年度（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	㈱レントラックス	東京都 江戸川区	440,096	成果報酬 型広告サ ービス事 業	(被所有) 直接100.0	資金の借 入	借入金の返 済	25,000	—	—
							支払利息	1,700	—	—
同一の 親会社 を持つ 会社	㈱Anything	東京都 江戸川区	40,000	検索連動 型広告代 行事業	—	同一の親 会社を持 つ会社	関係会社株 式の売却	706	—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般的取引条件と同様に決定しております。

2. すべての取引は、2024 年 3 月末までに解消しております。

当事業年度（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社チーム金子（非上場）

株式会社レントラックス（東京証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
1株当たり純資産額	279.78円	281.88円
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	△210.59円	2.10円

- (注) 1. 2024年9月13日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益(純損失)金額を算定しております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当事業年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額(△) (千円)	△42,620	1,028
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額(△)(千円)	△42,620	1,028
普通株式の期中平均株式数(株)	202,384	490,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物附属設備	1,027	—	—	1,027	297	116	729
工具、器具及び備品	854	—	—	854	345	156	509
有形固定資産計	1,882	—	—	1,882	643	274	1,239
長期前払費用	1,808	1,072	1,106	1,774	—	—	1,774

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	57,984	52,132	1.39	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	109,390	91,992	1.46	2027年5月 ～2029年7月
合計	167,374	144,124	—	—

- (注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	42,096	28,936	18,930	2,030

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	48,810	—	—	300	48,510
賞与引当金	4,200	4,800	4,200	—	4,800

- (注) 1. 引当金の計上理由及び金額の算定方法については、注記事項の重要な会計方針「3 引当金の計上基準」に記載しております。
 2. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、回収による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
預金	
普通預金	73,995
合計	73,995

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
鹿追町農業協同組合	10,870
PT. GLOBAL BUANA SAMUDRA	10,000
ASIAN CORPORATION	4,910
合計	25,780

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
24,920	365,231	364,371	25,780	93.4	25.3

③ 商品及び製品

品目	金額 (千円)
商品	177,370
合計	177,370

④ 未収入金

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)レイブリッジ	31,680
江戸川南税務署 (消費税還付金)	16,571
(株)ハナインターナショナル	12,430
(株)コンフォート	5,720
(株)サオリエクスポート	3,795
その他	4,485
合計	74,681

⑤ 長期未収入金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
千葉建設工業(株)	21,600
(株)三和商会	19,910
(株)MCK	6,600
その他	400
合計	48,510

⑥ 未払金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
(株)ユウブ	28,050
(株)トクワールド	8,605
蛭原電気工業(有)	5,000
宝印刷(株)	3,300
その他	7,899
合計	52,854

⑦ 前受金
相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
HUNG YIH MACHINE CO., LTD.	8,000
ZHIWEI Mechanical Co., Ltd.	5,590
MINH SON CONSTRUCTION MACHINES COMPANY LIMITED	4,400
RIH CHANG TRADING CO., LTD.	3,900
その他	1,320
合計	23,210

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法によることとしております。 https://www.growthpower.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

株式会社GROWTH POWER

取締役会 御中

ゼロス有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本 慎一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 泰一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	清水 瞬

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社GROWTH POWERの2024年4月1日から2025年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社GROWTH POWERの2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、ま

た、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためにセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。